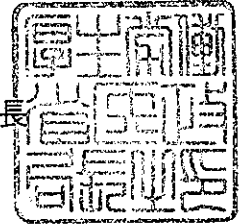


医政発第 1208004 号

平成 20 年 12 月 8 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



治験拠点病院活性化事業実施要綱の一部改正について

治験拠点病院活性化事業については、平成 19 年 4 月 13 日付医政発第 0413004 号本職通知「平成 19 年度治験拠点病院活性化事業の実施要綱について」により行われているところであるが、今般、同通知の別添「平成 19 年度治験拠点病院活性化事業実施要綱」を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成 20 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

なお、貴管下関係機関等への周知等につき御協力願いたい。